



2024年6月25日

各 位

会社名 S P K株式会社  
代表者名 代表取締役社長 沖 恭一郎  
(コード：7466、東証プライム)  
問合せ先 取締役副社長 藤井 修二  
(TEL. 06-6454-2002)

## 「特別奨励金スキーム（自己株式処分型）」の導入について

当社は、2024年6月25日、当社の中長期的な株主価値に対する当社社員（以下、「社員」といいます。）のモチベーション向上を企図したインセンティブ・プラン（以下、「本スキーム」といいます。）の導入を決定いたしました。

本スキームは「S P K社員持株会」（以下、「本持株会」といいます。）を通じて当社の発行する普通株式（以下、「当社株式」といいます。）を付与対象となる本持株会の会員（以下、「会員」といいます。）に対し、特別奨励金として付与するもので、本持株会に対する第三者割当の方法によるものです。第三者割当につきましては、本日付「社員持株会を通じた株式付与としての自己株式の処分に関するお知らせ」をご覧ください。

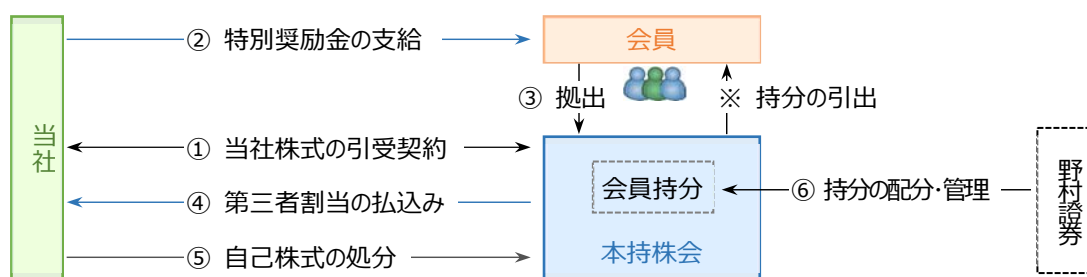
### 記

#### 1. 本スキームの目的

当社は、社員が当社株式の保有を通じて資産形成を成し、勤労意欲を向上させることを企図して、会員に奨励金を付与しております。今般、この考え方を更に推し進め、当社の会員を対象として特別奨励金を付与することを決定しました。

本スキームは、社員の経営参画意識の高揚を図るとともに、当社の中長期的な株主価値に対するモチベーション向上を企図したものです。社員が当社株式の保有を促進することで、社員が株主の皆様と中長期的な株主価値を共有することにつながると考えております。

#### 2. 本スキームの仕組み



- ① 当社と本持株会は、自己株式の処分及び引受けに関する株式引受契約を締結します。
- ② 当社は会員に特別奨励金を支給します。
- ③ 会員は支給された特別奨励金を本持株会に拠出します。
- ④ 本持株会は会員から拠出された特別奨励金を取りまとめ、第三者割当についての払込みを行います。
- ⑤ 当社は本持株会に対して自己株式を処分します。
- ⑥ 割当てられた当社株式は、本持株会が持株事務を委託している野村証券株式会社を通じて、本持株会内の会員持分に配分・管理されます。

※ 会員は割当てられた当社株式を個人名義の証券口座に任意に引出すことができます。

### 3. 本スキームにおける当社株式の付与について

当社は、本スキームの導入に伴い、本日開催の取締役会において、現在保有する自己株式 411,712 株（2024 年 3 月 31 日現在）のうち 41,860 株（約 9,448 万円相当）を本持株会へ処分することを決議いたしました。割当先となる本持株会の概要は次のとおりです。

- (1) 名称： S P K社員持株会
- (2) 所在地： 大阪市福島区福島五丁目 6 番 28 号
- (3) 理事長： 山田 英
- (4) 保有株式数： 477,946 株（2024 年 3 月 31 日現在）
- (5) 保有比率： 4.57%（発行済株式数に対する比率）

また、当社は金融商品取引法に基づき、有価証券通知書を本日付で提出しております。有価証券通知書に記載しました処分株式数（募集株式数）は、特別奨励金の付与対象となる全ての会員に付与した場合の上限株数を想定しております。実際は退職退会者などが生じますので、処分株式数（募集株式数）は、上限株数の想定より少なくなる可能性があります。対象者数が確定した場合の処分株式数（募集株式数）及び処分総額（払込総額）等につきましては、確定次第速やかにお知らせする予定であります。

以上